

鳥取県立総合療育センター院内保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、院内保育所の設置及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 鳥取県立総合療育センター（以下「センター」という。）は、職員が安心して勤務に従事することができるよう、職員の乳幼児の保育を行うための施設（以下「院内保育所」という。）を置く。

2 設置者及び住所

設置者：鳥取県知事

住所：鳥取市東町一丁目220番地

3 院内保育所の名称及び所在地

名称：ぴよんぴよん保育園

所在地：米子市上福原七丁目13番3号

4 院内保育所はセンター1階に置く。

(管理及び運営)

第3条 院内保育所の管理及び運営は次項及び第3項のとおりとする。

2 管理者及び住所

管理者：鳥取県立総合療育センター院長

住所：米子市上福原七丁目13番3号

3 院内保育所の運営は、他の病院等で運営実績を持つ民間事業者（以下「受託者」という。）に委託して行うものとする。

(保育対象児)

第4条 院内保育所の保育対象は、生後8週間を経過した日から3歳（4歳となる年度の終了）まで（以下「基本年齢」という。）で、事務部を除くセンター職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）の子（以下「通常対象児」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、通常対象児の利用を妨げない範囲においてセンター院長（以下「院長」という。）が特に必要と認める場合は、次の各号に定める子（以下「特任対象児」という。）を対象とすることができる。

(1) 育児休業中で事務部を除く職員の子

(2) 事務部を除く職員の子で基本年齢以外の子（ただし生後8週間までを除き、就学前（小学校入学式前日までを含む）までに限る）

(3) 事務部職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）の子

(4) その他センターの運営上配置が必要とされる職員の子

(定員)

第5条 院内保育所の定員（一度に保育する人数であり、登録数でない）は13名とする。ただし、院長が必要と認めた場合には、定員を超えて保育できるものとする。

(保育日)

第6条 院内保育所で保育を行う日は、土・日曜日、祝日（年末年始を含む。）を含む毎日とする。ただし、院内保育所を利用する保育対象児（以下「保育児」という。）がない場合は休業する。

(保育時間)

第7条 院内保育所の保育時間は、原則として午前8時から午後7時まで（毎月第1及び第3木曜日、毎月第2及び第4水曜日は午前8時から午後9時30分まで。）とする。ただし、院内保育所を利用する職員（以下「利用者」という。）から申し出があった場合は、院長及び受託者が協議の上、延長保育実施の可否及び延長時間をその都度決めるものとする。

2 保育時間は、原則勤務時間、業務に係る研究の時間、研修等の時間及び次の各号に定める時間とする。ただし、院長が特に必要と認める場合は、勤務時間外の保育についても認めることができる。

- (1) 勤務時間が深夜勤、準夜勤及び宿直等で深夜に勤務する場合、その勤務時間に引き続く前後の時間
- (2) 家族（職員本人含む）の負傷、疾病
- (3) 冠婚葬祭
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第1号から第3号の2まで、第4号の2から第14号まで及び第16号から第19号に定める特別休暇を取得できる時間
- (5) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に定める、職務に専念する義務を免除される承認を取得できる時間
- (6) 社会貢献活動（NPO、実行委員会、ボランティア、清掃活動、PTA、自警団、自治会、町内会、消防団及びスポーツ少年団等の役員等）に取り組む時間
- (7) 職員人材開発センターで実施する研修の受講や学校行事等、子育てにやさしい職場づくり推進プログラムで休暇取得配慮がされている時間
- (8) 院内保育所の行事、催し及び保護者会等が行われる時間

(利用区分)

第8条 院内保育所の利用区分は、常時利用又は単発利用とする。

2 単発利用は月11回を超えて利用できないものとし、11回を超える場合は常時利用とする。

(入所の申込)

第9条 院内保育所を利用しようとする職員は、院内保育所入所申込書（様式第1-1号）及び添付書類（様式第1-2から1-4号）を提出して院長の承認を受けなければならない。

2 院長は前項の申込があった場合は、院内保育所入所承諾書（様式第2号）により承認を行うものとする。

3 食物アレルギーについての情報共有のため、院内保育所を利用しようとする職員は、食物アレルギー状況に変更が生じた都度、院内保育所入所申込書添付書類（様式第1-4号）を提出しなければならない。

4 第1項及び第3項において、センターに提出された院内保育所入所申込書（様式第1-1号）及び添付書類（様式第1-2から1-4号）については、受託者に写しを交付するものとする。

(退所の届出)

第10条 利用者は院内保育所の退所を希望する場合、基本的に1か月前までに院内保育所退所届（様式第3号）を提出するものとする。ただし、院長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(利用手続)

第 11 条 第 9 条により承認を受けた職員は、利用月の前月 24 日までに院内保育所利用予定表(様式第 4 号)を受託者に提出しなければならない。なお、承認を受けた月の利用予定は、承認後速やかに提出するものとする。

2 前項で提出した利用予定について利用時間及び利用日に変更がある場合は、利用者は前日の院内保育所閉所時間までに受託者に申し出て利用の承認を受けた上で利用するものとする。

なお、食事数の変更については、利用者は利用前日の午後 3 時 30 分までに受託者に連絡しなければならない。

3 受託者は、第 1 項及び第 2 項の院内保育所利用予定表について、記載や届出に間違いがないことを利用者に確認させ、押印又は署名を得てセンター事務部に届け出なければならない。

(利用に当たっての注意)

第 12 条 利用者は、保育時間内における授乳、食事、睡眠等保育に関する事項について、受託者の指示に従わなければならない。

2 利用者は利用予定時間を過ぎる場合は、その旨を必ず受託者に連絡しなければならない。

3 特認対象児の院内保育所利用は、定員に余裕がある場合など、通常対象児の利用に支障を来さない範囲であるよう、院長、受託者、利用者が協力して行うものとする。

(保育料)

第 13 条 利用者は、別表に掲げる保育料を納入しなければならない。

2 第 11 条第 2 項前段の規定による申し出が前日の院内保育所閉所時間までになかった場合は、利用があったものとみなして保育料を算定するものとする。

3 利用児の給食はセンター調理室から提供し、料金は別表に定めるとおりとする。

4 保育料は 1 か月単位で算定し、利用月の翌月に利用者に納入通知書で請求するものとする。

(登園の禁止)

第 14 条 利用者は保育児が下記のいずれかに該当する場合は、登園させてはならない。

(1) 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」別添 4 中の表 8 及び表 9 「感染症名」の感染症に罹患し、同表中の「登園のめやす」を満たすまでの期間。

(2) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症(前号の感染症を除く)に罹患した場合は、同規則第 19 条に定める期間

(3) 平常時と違う発熱や呼吸器症状がある場合

(4) 激しい下痢及び嘔吐がある場合

(5) その他集団生活に支障がある場合

(健康診断)

第 15 条 利用児は、入所時及び 1 年に 2 度、健康診断を受けなければならない。

(利用者の指導)

第 16 条 院長は、直接又は受託者に委託することにより、受託者と利用者との会合を開催し、利用者への保育上の指導及び意見聴取等を行うことができる。

2 院長は、保育上必要な物品等を利用者に持参させ、所定の場所に備えさせることができる。

(補償)

第 17 条 受託者は、保育中の事故に備えて保育施設賠償責任保険に加入しなければならない。

2 保育中の事故については、前項の保険により補償する。

(規程の改廃)

第 18 条 規程の改廃は院長が行う。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 11 月 15 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

| | 区 分 | 単 位 | 保 育 料 |
|--------------------|------------|------------|----------|
| 常時利用 (月 12 回以上) | 1 人目の保育児 | 1 人 1 月当たり | 25,000 円 |
| | 2 人目以降の保育児 | 1 人 1 月当たり | 12,500 円 |
| 単発利用(月 11 回以下) | | 1 人 1 日当たり | 1,500 円 |

備考

- 1 上記表の保育料には、昼食又は夕食のいずれか 1 食分及び、おやつ代を含む。
- 2 1 回の利用につき、昼食及び夕食の 2 食分の食事を提供した場合は、上記表の保育料に 1 回当たり 600 円を加算する。
- 3 院内保育所を常時利用している、又は院内保育所以外の保育所又は幼稚園に通っている、同一の利用者の保育対象児（以下「常時保育児等」という。）の年齢の高い順に 1 人目・2 人目と数えるものとする。
- 4 常時利用の 2 人目以降の保育児は、1 人目が常時保育児等である場合に適用する。
- 5 単発利用について、上記表により算定した 1 月あたりの 2 人目以降の保育児の単発利用の保育料が、1 月あたりの 2 人目以降の保育児の常時利用の保育料（以下「2 人目常時保育料」という。）の金額を上回る場合は、2 人目常時保育料の金額を請求するものとする。
- 6 センターの責により食事が提供できなかった場合には、1 月 1 1 回を上限に 1 回当たり 490 円を減算することができるものとする。なお、センター調理室で調理できない食事（育児用粉ミルク等）であることが、提供できない理由である場合は、減算しないものとする。

様式第 1 - 1 号

鳥取県立総合療育センター
院内保育所（ぴよんぴよん保育園）
入所申込書

年 月 日

鳥取県立総合療育センター院長 様

所属部署 部
職 名
氏 名

鳥取県立総合療育センター院内保育所運営規程第 9 条の規定に基づき、児童票及び保育資料を添えて下記のとおり入所を申し込みます。

記

| 項目 | 該当する事項を○で囲んでください | |
|-----------------------|-------------------------------|------------|
| 1 予定する 常時利用、単発利用の別 | 常時 | 単発 |
| 2 特認事項 | 通常 | 特認 |
| ①現在の勤務状況 | 右記以外 | 育児休業中 |
| ②現在の子の年齢 | 産前産後休暇明けから 3 歳（4 歳になる年度の終了）まで | 左記以外の就学前年齢 |
| ③事務部職員 | 非該当 | 該当 |

（誓約事項）

私は保育日時点で特認事項に該当する場合、運営規程第 12 条第 3 項の規定に基づき、通常対象児が優先され、利用ができなくなる場合があることをあらかじめ承諾いたします。

自署

児童票

年度

| | | | | | |
|-----------------------|---|----------|------------------|-----------|--------|
| フリカゝナ 児 童 名 | 性別 | 年齢 | 保育年齢 (4/2 現在) | 生年月日 | 愛称 |
| | 男・女 | 才 | 才 | 年 月 日 | |
| フリカゝナ 保護者名 | ※当てはまるものを○で囲ってください | | | | |
| | ・看護職員（看護師・准看護師・保健師・助産師） （職種） ・医師・歯科医師 ・事務職員 ・その他（ ） | | | | |
| (現住所) 〒 | | | | (電話番号) | |
| | | | | | |
| (院内連絡先) 部 課 | | | | (電話番号) | |
| | | | | | |
| 社外の緊急連絡先（氏名・続柄・住所・電話） | | | | | |
| | | | | | |
| 家族構成 | | | | | |
| 間柄 | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 通勤先・通学先 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 保育室 利用予定 | 利用日(曜日) | | | | 臨時 |
| | 利用時間 | 日勤 当直 | ～ ～ | 遅出 その他 | ～ ～ |
| 二重保育園名 | | | 幼稚園 保育園 | | |
| 入園希望日 (慣らし保育含む) | 年 月 日 | 慣らし保育 | 希望有り ・ 希望無し | | |

(年 月 日現在)

様式第 1 - 3 号

保育資料

| | | |
|------|--------|------|
| 児童名 | (ふりがな) | 保護者名 |
| | () | |
| 生年月日 | | 愛称 |
| | | |

| | |
|--------------|--|
| 食事 | |
| 授乳 | |
| その他 アレルギー | |
| 排泄 (おむつ) | |
| 正常時の便の様子・その他 | |
| トイレ・トレーニング | |
| 睡眠 (昼寝) | |
| 睡眠時間 | |
| 寝るときのくせ・姿勢 | |
| その他 | |

| | |
|------------|--|
| 好きな遊び・おもちゃ | |
| その他 | |

| | |
|----------|--|
| 健康 (平熱) | |
| 体質・病歴 | |
| かかりつけの医者 | |
| 健康上の留意点 | |
| その他 | |

| | |
|---|-------|
| 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4 一日の 流れ | ----- |
|---|-------|

除去食・食事内容

記入日： 年 月 日

食物アレルギーについて、以下のとおりです。

保護者名

| | | | |
|--------------------------------------|--|----------|-------|
| ふりがな 児童名 | (男 女) | 生年 月日 | 年 月 日 |
| 除 去 (どちらかに○) | 要 ・ 不 要 | | |
| 除去するもの(除去を必要とする項目、食品に○、未食の場合は「未」と記入) | | | |
| 牛乳を 除去 | 育児用ミルク・フォローアップミルク・牛乳・ヨーグルト・スキムミルク | | |
| | 牛乳を含む飲料(乳飲料・乳酸菌飲料・乳酸飲料) | | |
| | 酪農製品(バター・チーズ・マーガリン・生クリーム) | | |
| | 牛乳を使った料理・加工品(ホワイトソース・ポタージュ・グラタン・クリームシチュー・インスタントカレー・パン粉・唐揚げ粉・ビーフエキス・牛乳乳製品を使ったベビーフード) | | |
| | 牛乳を使った菓子類(プリン・カステラ・ケーキ・ビスケット・クッキー・ウエハース・瓦せんべい・アイスクリーム・シャーベット・食パン・パン類) | | |
| | 牛肉(牛肉を与えて症状が出現する場合のみ除去) | | |
| 卵を 除去 | 鶏卵・うずら卵 | | |
| | 卵を使った料理・加工品(卵焼き・オムレツ・炒り卵・茶碗蒸し・かきたま汁・はんぺん・かまぼこ・ハンバーグ・肉団子のつなぎ・揚げ物の衣・天ぷら粉・チキンエキス・マヨネーズ・卵を使ったベビーフード) | | |
| | 卵を使った菓子類(プリン・カステラ・ケーキ・ビスケット・クッキー・ウエハース・卵ボーロ・アイスクリーム・パン類・ホットケーキ粉・砂糖がけせんべい) | | |
| | 魚卵 | | |
| 大豆を 除去 | 大豆・枝豆 | | |
| | 大豆油(市販のほとんどの油・マーガリン) | | |
| | 大豆を使った料理・加工品(揚げ物・油揚げ・油漬け缶詰・ポテトチップ・大豆、大豆製品を使ったベビーフード) | | |
| | 大豆の加工品(豆腐・豆乳・納豆・おから・きな粉・みそ・しょうゆ・ふりかけ類) | | |
| その他 | その他の豆類 | | |
| | 米 | | |
| | 小麦 パン・麺類・小麦を主原料とした菓子類(カステラ、ケーキ、ビスケット、クッキー) 調味料(しょうゆ、麦使用の味噌、コンソメ、ソース、カレールー、シチュー)・パン粉 小麦を原料とした調味料等をつかった菓子類・麦茶 | | |
| | そば | | |
| | ピーナツバター | | |
| | | | |

様式第 2 号

鳥取県立総合療育センター
院内保育所（びよんびよん保育園）
入所承諾書

第 年 月 日

様

鳥取県立総合療育センター院長 印

年 月 日付けで申し込みのあった下記児童に係る当センター院内保育所
入所申込について承認します。

なお、利用に当たっては、鳥取県立総合療育センター院内保育所運営規程を熟知し適正
に利用してください。

記

1 児 童 名

2 保育開始日 年 月 日

様式第 3 号

鳥取県立総合療育センター
院内保育所（びよんびよん保育園）
退所届出書

年 月 日

鳥取県立総合療育センター院長 様

所属部署 部
職 名
氏 名

院内保育所を退所したいので、鳥取県立総合療育センター運営規程第 10 条に基づき、下記のとおりお届けします。

記

- 1 児童名
- 2 退所予定年月日

